

水俣市グリーン購入運用マニュアル



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

水俣市は「SDGs 未来都市」として、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進しています。

令和4（2022）年4月
水俣市

目 次

1	目的	1
2	対象範囲	1
3	グリーン購入の取組方法	1
	（1）グリーン購入の考え方	1
	（2）対象品目の設定	1
	（3）対象品目以外の物品の購入	2
	（4）実績の把握及び集計	2
4	グリーン購入の推進目標	4
5	グリーン購入調達手順（フロー図）	5
6	調達の推進体制	6
7	実績の進捗管理及び公表	6
8	マニュアルの見直し	6
9	分野ごとの対象品目と判断基準	7
	① 紙類	8
	② 文具類	9
	③ OA 機器関係	15
	④ 照明	17
	⑤ 自動車	18
	⑥ 作業服・作業手袋等	20
	⑦ 役務（印刷）	21
	⑧ ごみ袋	25
	（参考）主な環境ラベル	26
	（様式）調達集計表	

グリーン購入の適合外物品購入の理由一覧表

1 目的

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境に配慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入することです。

これまで本市では、水俣市役所環境 ISO において推進指針を定め、グリーン購入に取り組んできました。平成30年度をもって水俣市役所環境 ISO を停止して以降は、令和2年に新たに策定した「第3次水俣市環境基本計画」及び「水俣市地球温暖化対策推進実行計画【事務事業編】」において、環境に配慮した物品の購入・調達（グリーン購入）の推進に努めるよう定めています。

本運用マニュアルは、これまで実施してきたグリーン購入の取組の再構築を行い、「水俣市役所の全ての事務・事業」におけるグリーン購入の更なる推進を図ることを目的として、策定するものです。

2 対象範囲

水俣市地球温暖化対策推進実行計画【事務事業編】に定める対象範囲を対象とする。

3 グリーン購入の取組方法

(1) グリーン購入の考え方

物品の購入にあたって、次の事項に適切に配慮することとします。

- ① 製品やサービスを購入する前に、まずその必要性（本当に購入すべき？ 所有物の修理はできないか？ 所有しているもので代替できないか？）等を十分考えること
- ② 購入する場合に、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを選択すること
- ③ 環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること
- ④ 購入した製品やサービスが不要となった場合には、適切に廃棄すること

(2) 対象品目の設定

「2 対象範囲」に定める各部局・施設が日常的に購入する物品のうち、事務用品を中心に「対象品目」を設定します。

① 対象品目

グリーン購入法の特定調達品目「22分野285品目（令和4年2月閣議決定）」のうち、本市の現状の調達実績等を踏まえた上で、「8分野109品目」を本市におけるグリーン購入の対象品目として設定します。

② 対象品目における物品の判断基準

対象品目における物品の購入にあたっては、「9 分野ごとの対象品目と判断基準」に掲げる環境ラベル・文言等を判断の基準とします。

グリーン購入に取り組む上で参考となる主なホームページ

- エコ商品ねっと（日本最大級の環境情報データベース）ーグリーン購入ネットワーク
<https://www.gpn.jp/econet/>
- エコマーク認定商品検索サイトーエコマーク事務局
<https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- （一社）全日本文具協会の「グリーン購入法<文具類>の手引き」では、特定調達品目となる範囲等について製品例などが掲載されています。
<http://www.zenbunkyo.jp/>
- 省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>

(3) 対象品目以外の物品の購入

「9 分野ごとの対象品目と判断基準」に掲げる対象品目以外の物品の購入に関しても、可能な限り環境への負荷が小さい製品やサービスを選択するよう努めることとします。

(4) 実績の把握及び集計

「2 対象範囲」に定める各部局・施設においては、物品等の購入実績及び調達率を把握するため、別紙様式「調達集計表」により記録をとることとします。

① グリーン購入対象品目を購入した場合

別紙様式「調達集計表」に基づき、分野・品目別の月ごとの購入数量を入力します。同品目について、一月の間に複数回購入があった場合には、エクセル計算式に都度購入数を追加して記録します。

※「調達集計表」への記録は、室・係ごと、課・施設一括でなど、各部局・施設の記録しやすい方法で行ってください。

(入力例)

(分野・品目)	単位	4月			購入総数
		適合物品	優先順位1	優先順位2	
② 文具、消耗品					
筆記具					
2-1 シャープペンシル	本	3	3	2	5
2-2 シャープペンシル替芯	本	2		2	2
2-3 ボールペン	本	0			0
2-4 マーキングペン類	本	1	1	5	6
2-5 鉛筆	本	0			0

② 対象品目であるがグリーン購入を実施できない場合

以下の理由に応じて、「グリーン購入の適合外物品購入の理由一覧表」に入力することとします。

理由区分	
A	基準適合物品の価格が予算を上回るため
B	使用機器、使用条件に合う基準適合物品の調達が困難又は販売されていないため
C	緊急な調達の場合であって、基準適合物品の調達が間にあわなかったため
D	その他（具体的な理由を記入）

（入力例）

グリーン購入の適合外物品購入の理由一覧表					
【所属】 _____		【担当者】 _____			
（理由の区分は下表から選択してください。）					
購入年月日	物品名	購入数	購入額	判断調達基準を満たさない物品を購入した理由	
				区分	（「D その他」の場合、具体的に記入）
R4年4月1日	インクカートリッジ	1	5,742	B	

4 グリーン購入の推進目標

(1) グリーン購入率の目標値 60%

(2) 分野別のグリーン購入率の目標値

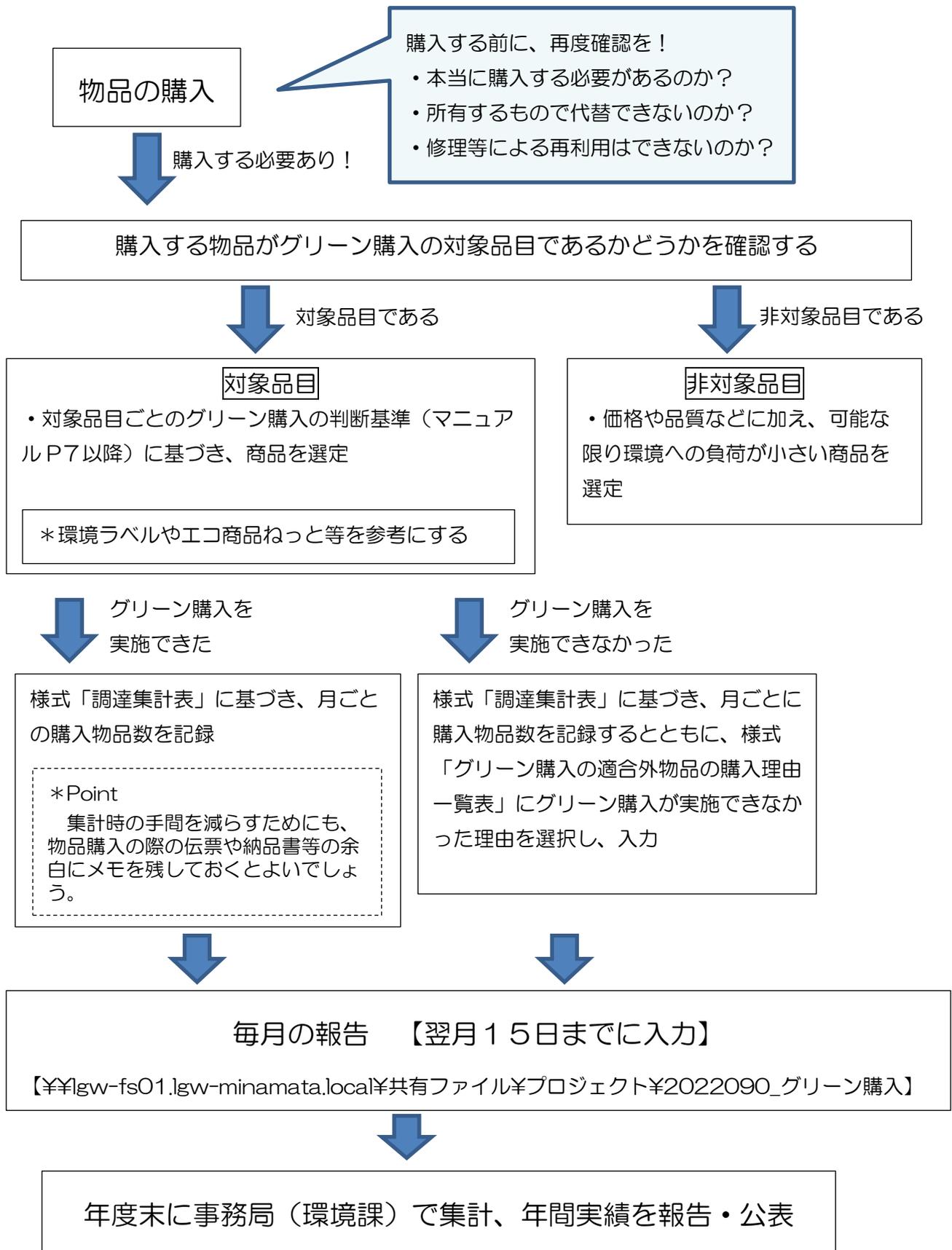
	分野	目標値
①	紙類	60%
②	文具類	60%
③	OA 機器関係	60%
④	照明	60%
⑤	自動車	60%
⑥	作業服・作業手袋等	60%
⑦	役務（印刷）	60%
⑧	ごみ袋	60%

(3) グリーン購入率の計算方法

グリーン購入率（%）＝グリーン購入実施品目数÷対象品目購入総数*×100

*対象品目購入総数＝グリーン購入実施品目数+グリーン購入未実施品目数

5 グリーン購入調達手順（フロー図）



6 調達推進体制

「2 対象範囲」に定める各部局・施設においては、物品購入の担当者を中心として、各部局・施設におけるグリーン購入の推進に努めます。

物品の購入における対象品目の判断等について、各製造・販売業者が作成するカタログやホームページ等により確認することとします。

しかし、上記による確認ができない場合には、事務局（環境課）と相談するなどして、購入する物品に関する情報を収集し、物品選定に反映することとします。

7 実績の進捗管理及び公表

物品の調達実績は、「2 対象範囲」に定める各部局・施設ごとに指定の様式に毎月記録を行うこととし、事務局（環境課）が取りまとめを行い、水俣市のホームページ等で毎年公表する。

8 マニュアルの見直し

マニュアルの見直しについては、毎年度、適切に行うこととし、目標値の見直しや対象品目及び環境に配慮した物品の判断基準の追加及び見直し等を図ることとします。

9 分野ごとの対象品目と判断基準

○分野及び対象品目一覧【8分野109品目】

	分野	ページ	品目
①	紙類	8	コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙（塗工有）、印刷用紙（塗工無）、トイレトペーパー、ティッシュペーパー
②	文具類	9	シャープペンシル、替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、ゴム印、回転ゴム印、朱肉、スタンプ台、定規、トレー、ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削り、OA クリーナー（ウェットタイプ）、OA クリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHP フィルム、消しゴム、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、絵筆、絵の具、のり（液状）、スティックのり、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、ノート、パンチラベル、タックラベル（主にタイトル用）、インデックス（主に見出し用）、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーサー、額縁、テープ印字機等用カセット、テープ印字機等用テープ、ごみ箱、リサイクルボックス、名札（机上用・カード立て）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む）、チョーク、グラウンド用白線（ライン）、梱包用バンド
③	OA 機器関係	15	コピー機、プリンタ（複合機）、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、電子計算機（パソコン）、磁気ディスク装置（ハードディスク）、ディスプレイ（モニター等）、記録用メディア（CD、DVD、BD）、デジタル印刷機、電池式卓上計算機（電卓）、電池（単1～4形）
④	照明	17	LED 照明、直管形蛍光ランプ（40形）、電球形状のランプ（LED ランプ）、電球形状のランプ（蛍光ランプ）
⑤	自動車	18	自動車
⑥	作業服・作業用手袋等	20	作業服、帽子、靴、作業手袋
⑦	役務（印刷）	21	印刷
⑧	ごみ袋	25	プラスチック製ごみ袋

① 紙類

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、できるだけ、優先順位1のものを選択し、優先順位1の選択が難しい場合には、優先順位2のものを選択する。

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位1	優先順位2
情報用紙	コピー用紙 ・PPC用紙、PPCカラー用紙、共用紙等	 グリーン購入法適合	 「エコ商品ネット」掲載商品
	フォーム用紙 ・NIP用紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・上質紙、中質紙、更紙、プロッター紙、マルチカード等	※カタログ等により表記が異なる。	
	塗工された印刷用紙 ・アート紙、コート紙、マット紙等	※コピー用紙及び印刷用紙については、総合評価値が80以上	
衛生用紙	トイレットペーパー	 エコマーク	 間伐材・紙 グリーンマーク FSC 森林認証紙
	ティッシュペーパー		

【調達のポイント】

- 古紙パルプ配合率の高い製品を優先的に調達するよう心がけましょう。
- 古紙パルプ配合の用紙の調達が難しい場合は、森林認証紙等の環境に配慮した用紙を優先的に調達するよう心がけましょう。
- グリーン購入法.net（環境省）では、紙類に係る情報提供としまして、印刷用紙の総合評価値及びその内訳に関する情報を掲載しています。また、総合評価値及びその内訳等に関しては、各メーカー、販売事業者等のホームページで確認することができます。
- 総合評価指標の表示例は以下のとおりです。

【表示例】

表示例	総合評価値	80
	・古紙パルプ配合率	: 0% △
	・森林認証材パルプ配合割合	: 0% △
	・間伐材パルプ配合割合	: 0% △
	・その他持続可能性を旨としたパルプ	: 0% △
	・白色度	: 0% △
・坪量	: 0g/m ² △	

② 文具類

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、できるだけ、優先順位1のものを選択し、優先順位1の選択が難しい場合には、優先順位2のものを選択する。

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位1	優先順位2
筆記具	シャープペンシル ・ノック式(ホルダー式)、回転式、複合筆記具	 	
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン ・油性、水性、ゲルインク、フリクションインク、複合筆記具	・グリーン購入法適合	「エコ商品ねっと」掲載商品
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 (フリクション含む)	※カタログ等により表記が異なる。	
	鉛筆 ・色鉛筆含む *クレヨン、クレパスは対象外	 エコマーク	 バイオマス バイオマスマーク
印章・ スタンプ台	印章セット	消耗品(芯、インク、液等)が交換又は補充等ができるもの。	 FSC PEFC 森林認証材・紙
	印箱		 間伐材マーク 間伐材・紙
	ゴム印 * 鋳造ゴム印は対象外	 グリーンマーク グリーンマーク	 再生材を使用しているもの
	回転ゴム印 * ナンバリング、チェックライター等は対象外		
	朱肉 * 補充用朱油・朱液は対象外		
スタンプ台 * 補充インキは対象外			

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	定規 ・直線定規、三角定規、分度器等 ＊製図機、製図台、コンパスは対象外	   ・グリーン購入法適合 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ＊カタログ等により表記が異なる。 </div>  エコマーク	 エコ商品 ねっと掲載 <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> GPN掲載 </div> 「エコ商品ねっと」 掲載商品
	トレー ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		
	ステープラー（汎用型）〈ホッチキス等〉 ・No.10 の針使用のハンディタイプのものをいう ＊タッカー、電動タイプは対象外		
	ステープラー（汎用型以外） ・汎用型以外のものと針を用いないもの ＊タッカー、電動タイプは対象外		
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ（本体）〈ガチャック等〉		
	ブックスタンド ・ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等を含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等を含む		
	クリップケース ・ゼムボックス、マグネットボックス等を含む		
	はさみ		
	マグネット（玉） ＊フック、クリップは対象外		
	マグネット（バー）		
	テープカッター ・机上用、ハンディタイプ、テープ付含む		
	パンチ（手動）		
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		
紙めくりクリーム			
		 バイオマス バイオマスマーク   森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 再生材を使用しているもの </div>	

用途	対象品目	判断基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
一般事務用品	鉛筆削り（手動）	 	 「エコ商品ねっと」 掲載商品
	OA クリーナー（ウェットタイプ）		
	OA クリーナー（液タイプ） ・ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等	 ・グリーン購入法適合	 「エコ商品ねっと」 掲載商品
	ダストプロワ－（エアダスター）	※カタログ等により表記が異なる。	
	レターケース ・デスクチェスト、小物キャビネット等を含む	 エコマーク	 バイオマス バイオマスマーク
	メディアケース ・箱状のもの、ブックタイプのもの		
	マウスパッド		
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、デスクカッター等	内容物が補充できるもの。※OA クリーナー	 FSC 森林認証材・紙
	カッターナイフ		
	カッティングマット(カッターマット)	 間伐材マーク 間伐材・紙	
	デスクマット		
OHP フィルム *ラミネートフィルムは対象外	 グリーンマーク グリーンマーク		
修正用品	消しゴム ・砂消し、ペン型等含む	再生材を使用しているもの	
	事務用修正具（テープ） ・交換用カートリッジ、カバーテープ等を含む		
	事務用修正具（液状）		
絵画用具	絵筆 ・刷毛は対象外		
	絵の具 ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具等 *ペンキは対象外		

用途	対象品目	判断基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
事務用のり	のり（液状）（補充用を含む）	   ・グリーン購入法適合	  「エコ商品ねっと」掲載商品
	スティックのり（補充用を含む）		
	のり（テープ）（補充用を含む）		
ファイル・ バインダー類	ファイル ・穴を開けてとじる各種ファイル（フラットファイル、レターファイル、ファスナー（とじ具）、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、チューブファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、レパッチファイル、スモールファイル、A-Zファイル等） ・穴を開けずに閉じる各種ファイル（フォルダー、レールホルダー（スライドバーファイル）、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、用箋狭（クリップボード）、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等） ・コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式等） ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般（替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱（イーザーキャビネット）、サンプルボックス、チャック付ケース等）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">※カタログ等により表記が異なる。</div>  エコマーク <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">内容物の補充（のり（液状））、消耗品の交換（スティックのり、テープのり）ができるもの。</div>	 バイオマス バイオマスマーク  FSC 森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">再生材を使用しているもの</div>
	バインダー ・MP、リング、その他、コンピュータ用等		
	ファイリング用品 ・背見出し、ポケット、仕切り紙等		
	アルバム（台紙を含む） ・台紙式、ポケット式、工事用等		
	つづりひも（綴じ紐）		
	カードケース ・名刺整理箱等を含む		
	テープ類		
クラフトテープ ・ガムテープ等			
粘着テープ（布粘着）			

用途	対象品目	判断基準となるラベル等							
		優先順位 1	優先順位 2						
テープ類	両面粘着紙テープ	 							
	製本テープ								
封筒・付せん類	事務用封筒（紙製） ・クッション材入りのものを含む *祝儀袋等は対象外	 <p>・グリーン購入法適合</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>						
	窓付き封筒（紙製）			<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; text-align: center;">※カタログ等により表記が異なる。</div>					
	けい紙 ・模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等								
	ノート				 <p>エコマーク</p>	 <p>バイオマス バイオマスマーク</p>			
	パンチラベル						  <p>森林認証材・紙</p>		
	タックラベル（主にタイトル用） ・宛名用、タイトル用、OA用							 <p>間伐材マーク 間伐材・紙</p>	
	インデックス（主に見出し用）								 <p>グリーンマーク グリーンマーク</p>
	付箋紙 ・ロールタイプを含む								
付箋フィルム ・ロールタイプを含む									
黒板拭き									
ホワイトボード用イレーザー *交換用は対象外									
額縁 ・フレーム、パネル等含む									
テープ印字機等用力セット									
テープ印字機等用テープ									

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 1
その他	ごみ箱	 	
	リサイクルボックス ・多段式、連結式を含む		
	名札（机上用）（カード立て）	・グリーン購入法適合	「エコ商品ねっと」 掲載商品
	名札（衣服取付型・首下げ型）	※カタログ等により表記が異なる。	
	鍵かけ（フックを含む）	 エコマーク	
	チョーク		
	グラウンド用白線（ライン）		
	梱包用バンド ・紙ひも等		

【調達のポイント】

- 金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していない物品はグリーン購入の対象外となります。
- エコマークのついた商品を購入するようにしましょう。
- （一社）全日本文具協会の「グリーン購入法<文具類>の手引き」では、特定調達品目となる範囲等について製品例などが掲載されています。
→<http://www.zenbunkyo.jp/>

③ OA 機器関係

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、できるだけ、優先順位1のものを選択し、優先順位1の選択が難しい場合には、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
コピー機	 	
プリンタ（複合機）	 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合 	 <p>「エコ商品ねっと」 掲載商品</p>
スキャナ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※カタログ等により表記が異なる。</div>	
プロジェクタ		
トナーカートリッジ	 <p>エコマーク</p>	 <p>国際エネルギースター プログラム</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法の対象となる「トナーカートリッジ」は、トナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたものであり、カートリッジ方式でないものは対象外 *回収カートリッジ、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ※複合機、プリンタ、プリンタ複合機およびスキャナは Version3.0 (コピー機、リユース機、プロ用機器は Version2.0を適用) </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">エコ商品ねっと掲載品でも、グリーン購入法適合欄に対象外とあるものは、対象外</div>		
<p>インクカートリッジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法の対象となる「インクカートリッジ」は、インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ *容器にインクを補充するタイプは対象外 		

対象品目	判断基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
電子計算機（パーソナルコンピュータ） ・タブレット PC は対象外	  	  「エコ商品ねっと」 掲載商品
磁気ディスク装置（ハードディスク）	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">※カタログ等により表記が異なる。</div>
ディスプレイ（モニター等）	 エコマーク	 国際エネルギー スタープログラム ※パソコン・ディスプレイのみ
記録用メディア（CD、DVD、BD） ・USB メモリ、SD カードは対象外		
デジタル印刷機	 JIS マーク ※アルカリ・小形充電式電池 のみ	 PC グリーンラベル ※パソコンのみ
電池式卓上計算機（電卓）		
一次電池又は小形充電式電池 （単 1 ～単 4 形）	<ul style="list-style-type: none"> ・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの） ・小形充電式電池等は充電式のニッケル水素電池等 	

【調達のポイント】

- ・エコマーク認定品がある場合は、優先して調達しましょう。

④ 照明

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、できるだけ、優先順位1のものを選択し、優先順位1の選択が難しい場合には、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
LED 照明器具 ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 *卓上スタンドは対象外	   ・グリーン購入法適合	  「エコ商品ねっと」掲載商品
直管形蛍光ランプ（40形） ・インバータ（Hf）：FHF32～、FHN・R22～FHN22～ ・ラピッドスタート形：FLR40～ ・スタータ形：FL40～	 エコマーク ※電球形状のランプのみ	LED 照明器具は 定格寿命が 40,000 時間以上 直管形蛍光ランプ（40形）は 定格寿命が 10,000 時間以上
電球形状のランプ（LED ランプ） *直管形、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するランプは対象外	 省エネラベル（緑色） ※電球形蛍光ランプおよび電球形 LED ランプ A 形のみ	電球形 LED ランプは定格寿命が 40,000 時間以上 ビーム開き 90 度未満の反射形は 30,000 時間以上
電球形状のランプ（蛍光ランプ） *人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するランプは対象外		電球形蛍光ランプは定格寿命が 6,000 時間以上

【調達のポイント】

- ・グリーン購入法においては、従来の蛍光ランプで使用されている口金（G13 口金等）から給電される LED ランプを装着するための照明器具は、対象外としています。
- ・こまめな消灯（減光・減灯）、定期的な清掃やランプ交換に心がけ、長期間の使用による照明効率の低下を防ぐよう、運用においても省エネを心がけましょう。また、10 年以上経過した照明器具は、ランプ交換だけでなく器具ごと取り替えることを検討しましょう。

⑤ 自動車

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。

対象品目	判断の基準となるラベル等
自動車	<div style="text-align: center;">   「エコ商品ねっと」掲載商品 </div> <ul style="list-style-type: none"> • 電動車等 (電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車) • 次世代自動車 (天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>• ガソリン、ディーゼル（軽油）又はLPガスを燃料とする自動車の場合は、車種別の排出ガス基準、燃料種別の燃費基準のいずれかを満たすもの ⇒【車種別・燃料種別の燃費、排ガスラベル基準】 (次項参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成27年度 燃費基準達成車</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>低排出ガス車 平成30年 排出ガス基準50%低減 国土交通大臣認定車</p> </div> </div> <p>自動車燃費性能評価・公表制度 低排出ガス車認定制度</p> </div>

【調達のポイント】

- 車種・燃料種区分に応じて、表に掲げる基準を満たした、より環境性能の良い自動車を導入するよう努めましょう。ただし、特定の仕様を要する場合や判断基準を満たす車両を選択することにより用途上支障が生じる場合等や表の区分ごとの燃費基準、排ガス基準を満たした車両の導入が困難な場合等は、必ずしも本基準によらず柔軟に対応しましょう。
- 自動車の燃費性能については、国土交通省HP「自動車の燃費性能に関する公表」で確認できます。

【車種別・燃料種別の判断基準となるラベル】

車種別に対応する燃費基準達成車、低排出ガス車のステッカーが付いている自動車は、グリーン購入の判断基準を満たしています。

区分	車種別	ガソリン		ディーゼル (軽油)	LP ガス	
		燃費	排ガス	燃費	燃費	排ガス
乗用車	乗用車 (定員9人又は10人以下)	 2020年度 (平成32年度)	 平成30年 50%低減又は  平成17年 75%低減	 2020年度 (平成32年度)	 2020年度 (平成32年度)	 平成30年 50%低減又は  平成17年 75%削減
	小型バス (定員11人以上、 車両総重量3.5t以下)	 平成27年度	 平成30年 50%低減又は  平成17年 75%低減	 平成27年度	対象外	
小型貨物車 (車両総重量3.5t以下)	軽貨物車					
	軽量貨物車 (1.7t以下)	 平成27年度	 平成30年 50%低減又は  平成17年 75%低減	 平成27年度	 平成27年度	 平成17年 50%低減
	中量貨物車 (1.7t超2.5t以下 2.5t超3.5t以下)				対象外	

⑥ 作業服・作業用手袋等

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、できるだけ、優先順位1のものを選択し、優先順位1の選択が難しい場合には、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
作業服 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 グリーン購入法適合 G法適合  グリーン購入法 ・グリーン購入法適合	 GPN エコ商品 ねっと掲載  GPN掲載 「エコ商品ねっと」
帽子 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 エコマーク  エコ・ユニフォームマーク ※作業着のみ	※カタログ等により表記が異なる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 環境に配慮した素材（原産地の環境に配慮した天然素材、未利用素材、リサイクル素材、植物由来の合成繊維、製造工程で環境に配慮した素材等）を使用したもの </div>
靴 ・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 エコ・ユニフォームマーク ※作業着のみ	
作業用手袋 ・主要材料が繊維の製品 ＊革製・ゴム製等の手袋は本項目の対象外	 PETボトル 再利用品 PET ボトルリサイクル推奨マーク ※作業着、帽子、靴のみ	

【調達のポイント】

- ・作業服、帽子及び靴については、ポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの（例えば 綿100%製やゴム製）は、グリーン購入の対象外です。
- ・グリーン購入法上の作業服の明確な定義は設けられていません。土木現場作業員や医療従事者の着衣、給食センター等の職員が着る白衣のほか、イベント用に作成するTシャツなども作業服に含めて考えることができます。
- ・消防服や警官の制服等、特殊なつくりになっているものは対象外となります。

⑦ 役務（印刷）

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、「1.紙」及び「2.インキ」の項目の判断の基準両方を満たすものを選択する。また、可能であれば、「3.その他」に示す事項についても配慮すること。

対象品目	判断の基準	
	項目	基準
印刷 ・紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物 ※印刷業務として発注を行うもの *文具類（封筒、けい紙、起案用紙等）等、ほかの品物として調達する場合は対象外	1 紙	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準を満たす用紙の使用（冊子の表紙は除く） （総合評価値 80 以上）    <p>グリーン購入法適合</p>  <ul style="list-style-type: none"> リサイクル適正 A ランク of 用紙の使用
	2 インキ	<ul style="list-style-type: none"> ■ オフセット印刷・デジタル印刷共通項目 リサイクル適正 A ランク of インキの使用 <p><オフセット印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス含有したインキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ）  <p>植物油インキマーク</p> <ul style="list-style-type: none"> NL 規制適合（科学安全性を満たした）インキの使用  <p>NL マーク</p>

対象品目	判断の基準			
	項目	基準		
	2 インキ	<デジタル印刷> ・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用		
		印刷方式等	科学安全性の定義	
		オフセット印刷	NL 規制適合	
		デジタル印刷	電子写真方式 (乾式トナー)	次の物質の意図的添加がない (RoHS 指令物質、EU の R フレーズ物質危険シンボル、アゾ基着色剤)
			電子写真方式 (湿式トナー) インクジェット方式	NL 規制適合または RoHS 指令適合
3 その他 (配慮事項)	<ul style="list-style-type: none"> 再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文書やマークで表示するよう努める。 ※表示方法の例は、マニュアル P23 を参照 			

【調達のポイント】

- ・事務用封筒、けい紙等への印刷を含めた物品調達を行う場合、文具類として調達する場合は文具類の判断基準、印刷物として調達する場合は印刷の判断基準を適用してください。
- ・印刷用紙として、P8の紙類で対象外の品目を使用しなければならない印刷物は対象外とします。
- ・必要な部数・量を適正に見積もり、必要以上に発注しないことが環境負荷低減につながります。

【再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法】

表示方法	表記について
文章で表記	<p>・原則、再生紙や環境に配慮したインキを使用する旨を正しく表示していれば、表現は自由である。</p> <p>表記例 1) この印刷物は、再生紙（と植物油インキ）を使用しています。</p> <p>表記例 2) この印刷物は、古紙パルプ配合率 70%以上の再生紙と植物油インキを使用しています。</p>
マークで表記	<p>・再生紙使用（R）マーク</p> <p>再生紙使用（R）マークは、申請や届出不要で、自由に使用することが可能だが、表示に際しては、いかに十分注意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 古紙パルプ配合率は印刷業者等に確認の上、正しい数字を表示すること。 ② コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。 ③ 表紙と中面で古紙パルプ配合率の異なる紙を使用する場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ④ 古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明と合わせて表示すること。 ⑤ マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさや色は自由。 <p>表示例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">  <p style="font-size: small;">古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> <p style="font-size: small;">この製品は、古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用しています。このマークは、3R 活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。</p> </div> <p>・植物油インキマーク</p> <p>植物油インキマークは、印刷インキ工業連合会が定める基準を満たす植物油インキの使用を条件として、ポスターやチラシ等の印刷物にもマークの表示が可能であるため、使用する場合は使用条件等を発注する印刷業者に確認の上、ガイドラインに基づき正しく表示する。</p> <div style="text-align: right; margin: 10px 0;">  </div> <p>【マークの詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R 活動推進フォーラム https://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html ・印刷インキ工業連合会 https://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html

【古紙リサイクル適性ランクリスト】

	【A ランク】 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	【B ランク】 紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには疎外とならない	【C ランク】 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	【D ランク】 微量の混入でも除去することができないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
紙	普通紙 アート紙、コート紙、上質紙、中質紙、更紙	—	—	—
	加工紙 抄色紙 (A)、ファンシーペーパー (A)、樹脂含浸紙 (水溶性のもの)	加工紙 抄色紙 (B)、ファンシーペーパー (B)、ポリエチレン等樹脂ラミネート紙、グラシンペーパー、インディアペーパー	加工紙 抄色紙 (C)、ファンシーペーパー (C)、樹脂含浸紙 (水溶性のものを除く)、硫酸紙、ターポリン紙、ロウ紙、セロハン、合成紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙、圧着紙	加工紙 捺染紙、昇華転写紙、感熱性発泡紙、芳香紙
インキ類	通常インキ 凸版インキ、平版インキ (オフセットインキ)、溶剤型グラビアインキ、溶剤型フレキソインキ、スクリーンインキ	通常インキ 水性グラビアインキ、水性フレキソインキ	—	—
	特殊インキ リサイクル対応型 UV インキ、オフセット用金・銀インキ、パールインキ、OCR インキ (油性)	特殊インキ UV インキ、グラビア用金・銀インキ、OCR UV インキ、EB インキ、蛍光インキ	特殊インキ 感熱インキ、減感インキ、磁性インキ	特殊インキ 昇華性インキ、発泡インキ、芳香インキ
	特殊加工 OP ニス	—	—	—
加工資材	製本加工 製本用針金、ホッチキス等、難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、水溶性のり	製本加工 製本用糸、EVA系ホットメルト	製本加工 クロス貼り (布クロス、紙クロス)	—
	表面加工 光沢コート (ニス引き、プレスコート)	表面加工 光沢ラミネート (PP 貼り)、UV ラミコート、箔押し	—	—
	その他加工 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙)	その他加工 シール (リサイクル対応型を除く)	その他加工 立体印刷物 (レンチキュラーレンズ使用)	—
その他	—	異物 粘着テープ (リサイクル対応型)	異物 石、ガラス、金物 (製本用ホッチキス、針金等除く)、土砂、木片、プラスチック類、布類、建材 (石こうボード等)、不織布、粘着テープ (リサイクル対応型を除く)	異物 芳香付録品 (芳香剤、香水、口紅等)

⑧ ごみ袋

グリーン購入の判断基準

対象品目に該当する物品については、以下のような判断基準に該当するものを調達するよう努める。調達の判断基準としては、できるだけ、優先順位1のものを選択し、優先順位1の選択が難しい場合には、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
プラスチック製ごみ袋	  ・グリーン購入法適合	  「エコ商品ねっと」掲載商品
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> ※カタログ等により表記が異なる。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・バイオマスプラスチック 25%以上使用したもの </div>  エコマーク  バイオマスプラスチックマーク	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・バイオマスプラスチックを使用したもの ・再生プラスチックを使用したもの </div>  バイオマス バイオマスマーク

【調達のポイント】

- ・植物を原料とするプラスチックを使用したごみ袋は、エコマーク、バイオマスプラスチックマーク、バイオマスマークを参考として調達しましょう。
- ・再生プラスチックを使用したごみ袋は、エコマークを参考に調達しましょう。

(参考) 主な環境ラベル

環境ラベル	内容
	<p>・グリーン購入法適合商品</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。グリーン購入法の判断基準を満たすことを示す国が運営する認定制度や適合マークはない。そのため、カタログや事業者により「グリーン購入法適合商品」、「G 法適合」など表現方法は異なる。</p>
	<p>・エコマーク</p> <p>様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p> <p>※<u>エコマーク認定基準はグリーン購入法の判断の基準の上位互換</u></p> <p>エコマークのグリーン購入法の判断の基準より多面的な基準を策定しており、同等以上の基準となっている。</p> <p>このため、エコマークのついた製品・サービスがグリーン購入法の対象となっている場合は、グリーン購入の基準を満たすこととなる。</p> <p>（注意：品目によっては、エコマーク認定基準とグリーン購入法判断の基準の一部が異なる場合があるため、エコマーク商品でもグリーン購入法の基準を満たしていないことがあるので注意。）</p>
	<p>・グリーン購入ネットワーク（GPN）が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>グリーン購入ネットワーク（GPN）は、環境負荷の少ない製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は、<u>グリーン購入ガイドライン対象商品やグリーン購入法適合商品、エコマーク認定商品等の環境情報を掲載する他、グリーン購入ガイドラインやグリーン購入法でカバーされていない環境配慮商品も掲載する日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</u></p>
	<p>・バイオマスマーク</p> <p>生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。</p> <p>植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>

環境ラベル	内容
	<p>・FSC 認証 「FSC 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・PEFC 森林認証 「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
<p>間伐材マーク</p> 	<p>・間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>
 <p>グリーンマーク</p>	<p>・グリーンマーク 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年に制定したマーク。 グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>・国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>・PC グリーンラベル 環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取組を表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。</p>
	<p>・JIS マーク 産業標準化法第30条第1項などに基づき国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、安心・安全の確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>

環境ラベル	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 省エネラベリング制度 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> 燃費基準達成ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。
	<ul style="list-style-type: none"> 低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。
	<ul style="list-style-type: none"> エコ・ユニフォームマーク グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェア等の製品に表示されるマーク。日本被服工業組合連合会が制定したマーク制度で、再生PET樹脂から得られる繊維を用いたリサイクル製品の普及を促進している。
	<ul style="list-style-type: none"> PE ボトルリサイクル推奨マーク 使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。
	<ul style="list-style-type: none"> 再生紙使用 (R) マーク 「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。 古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で、誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。 ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社とご確認の上、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。

環境ラベル	内容
	<p>• 植物油インキマーク 植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が、含有基準量以上のインキ。 令和3（2021）年からは、植物油インキの基準に NL 規制準拠が追加された。</p>
 <p>印刷インキ工業連合会</p>	<p>• NL マーク 印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。</p>
	<p>• バイオマスプラスチックマーク バイオマスプラスチックとは、植物等の由来物質を、プラスチック校正成分として、所定量以上含むバイオマスプラスチック製品である。日本バイオプラスチック協会（JBPA）では、協会が定める基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証し、シンボルマークの使用を許可するバイオマスプラ識別表示制度を運用している。</p>

水俣市グリーン購入運用マニュアル

発行／令和4（2022）年 3月

編集／水俣市環境課環境もやい推進室

〒867-8555 水俣市陣内1丁目1番1号

TEL：0966-61-1612